

2015年1月15日

# Fax 連絡

愛知障害フォーラム 様

送信枚数は本用紙含め2枚です

革新県政の会事務局

件名 公開質問状に対する回答

【連絡事項】 ご活躍に敬意を表します。

別紙のとおり、質問状へのお答えを送付させていただきます。  
よろしく申し上げます。

**革新県政の会**

〒462-0845 名古屋市中区大須 4-14-57 山岸ビル 1階

Te 052(261)0294 Fax 052(261)0181

Eメール nkaksin@gaea.ocn.ne.jp

## 愛知障害フォーラムからの公開質問状への回答

## 質 問

愛知県において、障害者の差別を禁止する条例が「必要か否か」

## 回 答

必要です。

## 理 由

国・内閣府の調査（2012年7月）では、障害のある人が、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」は9割近く（「あると思う」56.1%、「少しはある」33%）に達しており、5年前の調査から「あると思う」人の割合はむしろ増えています。

貴職の添付資料では、都道府県レベルで千葉県を始め10道府県が「障害者の差別をなくす」条例が制定され、権利擁護、相談業務、就労支援など様々な取組がなされています。障害者への差別をなくすためには、全国一律の法律だけでなく、地域の実情に即したすべての障害者の人権を大切にする「障害者差別禁止条例」の制定が必要だと考えます。

また、愛知県は、平成26年の障害者状況（厚生労働省調査）では、法定雇用率2.0%を下回り、全国最低の1.74%にとどまっていることから、愛知県においては、障害者への「就労支援」を重点した施策が求められています。

なお、私・小松たみこは障害のある子どもも育ててきましたが、1月7日に発表しました「小松たみこの知事選挙総合政策」において、「障害者差別禁止条例を制定し、障害者（児）が安心して生活できるよう福祉サービスを充実させ、就労支援をすすめます。」と掲げています。